

一 経過並交渉状況

七月十四、五、六ノ三日間臨時休業(盆休)ニシテ十七日ハ會社ノ回答日ニ相違シ午前十時會社ニ於テ小泉工場長ト労働者側熊本虎藏、藤丸一郎外五名代表トシテ會見シ工場長ヨリ過日提示ノ条件ニ就テ従業員側ノ立場ト會社ノ経済状態トヲ慎重ニ所慮シタル結果修正シ

(1) 現在ノ奨励諸員單價ヲ二割五分見当ニテ値下スルコト  
(2) 従来平給ト請負工賃トカ関連シ合算シテ支給シアルモノニ對シテハ夫々總体的ニ二割五分値下スルコト

(3) 従来賃動費與トシテ毎週一月五十銭宛ノ割ニテ支給シ来リタルヲ將來一ヶ月二回ニ止ルコト

(4) 老齢者約十五名位ヲ淘汰スルコト  
(5) 製釘部ノミハ前同提示ノ通り約三割五分値下スルコト、

シ之ニ不満ノ場合ハ淘汰スルハマコト

トナレタルカ之レハ總對的ノモノニシテ如何ナル理由アルモノ

之レ以上ハ謙歩スルニトシ得スト發表シタルニ労働者側ヨリ

「只今ノ發表案ハ吾々トシテ到底承諾スルコト能ハサルヲ以

テ従業員一月ハ報告ノ上最後ノ回答フオスヲ以テ會社側ニ誠

意ノアル考慮ヲ望ムレト及対スルヤ工場長ヨリ「會社ハ之レ

以上考慮ノ餘地ナク殊ニ今回ノ爭議ハ單ニ會社對労働者ノ向

題ニ非スシテ投資者ノ負債問題ニ在リ居リ現在ノ如ク急業

ヲ継続シ罷業等ノ舉ニ出スルトモハ休業ノ止ムナキニ至リ投

資者ノ同情ヲ失シ結局勞資共倒ノ状態ニ陥ルモ會社ノ責任ヲ

重クトシテ承知セラレ候シレト附言シタルニ労働者側ハ果敢

ニ甚クシクトテ激昂セルカ結局十八日再會見マルコトシ約シ

散會セリ

右及申(通)根候也